

No.15 多発しているその他の一般動力機械 - はさまれ巻き込まれの死亡災害事例（2018年）

2018年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者 規模
12	22 ～ 23	紙の製造作業において、不良製品が発生したため、抄紙機（原料から紙を製造する機械）のプレスパート（濡紙をフェルトを用いてプレスで脱水する工程）の地下1階部分を点検していたところ、フェルトを送るローラーと鉄製の吸水棒の間に挟まれたもの。	10601	169	7	100 ～ 299
10	8 ～ 9	自動車部品（フロントグリル）製造工場の自動鍍金ラインにおいて、鍍金液面管理のため、鍍金槽にホースで純水を充填中の被災者が、鍍金槽側に身を乗り出して作業していたところ、鍍金加工中の部品を自動搬送するキャリアのフレームと通路の鉄製柱の間に頭部をはさまれ、病院に救急搬送されたが同日死亡したもの。	11502	169	7	100 ～ 299
9	18 ～ 19	被災者は、コンバイン（農業機械：収穫機）を使用し蕎麦の収穫作業を終え、脱穀した実を4トントラックの荷台に積み込み作業中、コンバイン上部にある貯蔵タンクの内部において、タンク上部のスクリーコンベアのシャフトに作業着のフードが巻き込まれ、うずくまっている状態で発見された。被災者は、後日死亡した。	60101	169	7	1～ 9
5	2 ～ 3	木材を加工し合板を製造する合板用ホットプレス機に付随し、合板を排出するスタッカーリフトの油圧ホース補修・点検作業を行っていた被災者が、リフトの下限部に入り、リフトの交差する脚部に背中を挟まれた状態で発見されたもの。病院へと搬送後、同日死亡が確認された。	10402	169	7	50 ～ 99
		被災者一人で、工場内において生葉自動コンテナ（以下、コンテナ				

5	16 ～ 17	<p>という。適採したばかりの生葉の品質劣化防止のために生葉に送風する機械)の生葉搬出箇所の下部に設置されたブラシ(コンテナ内に残った生葉を掃く部品)を修理するため、機械を止めずにコンテナ内に入り、コンテナの搬出箇所に近づいた際に、搬出箇所に設けられたかき落とし装置(コンテナから生葉をかき落とすための装置)の鉄製の可動式バーに巻き込まれたもの。</p>	10109	169	7	1～ 9
4	10 ～ 11	<p>一般住宅の増築に伴う地質調査を地質調査機械(動力により回転するロッドの直径30ミリメートル)を使用して、労働者2名で地質調査の作業を行っていたところ、被災者の雨合羽の襟が巻き込まれた。その後、搬送先の病院で死亡が確認された(死因は窒息死)。なお、当該作業は当日のみで、約2～3時間で完了する予定であった。また、現地での作業は、地質調査のみであった。</p>	170209	169	7	30 ～ 49
4	8 ～ 9	<p>メッキ自動ラインにおいて、運搬装置(キャリア)が動作中、ラインの終わりにある乾燥設備で別の製品を乾燥させるため、被災者がラインの横から運搬装置の可動範囲内に身を乗り出して乾燥させる製品をセットし起き上がったところ、走行してきた運搬装置の端と、運搬装置の走行レールを支えるフレームの支柱に取り付けられたスイッチボックスとの間に挟まれた。後日入院先で死亡した。</p>	11204	169	7	100 ～ 299
3	12 ～ 13	<p>ガラス繊維織物を製造する高速部分整経機を使用して、ガラス繊維製の経糸(たていと)を直径10.5cmの鉄心(ビームという)に巻く作業において、手が糸と共に巻き込まれ死亡したもの。</p>	11709	169	7	10 ～ 29
2	12 ～ 13	<p>被災者は間知ブロックの出荷前作業で使用する機械(搬送装置)の清掃を行っていたところ、機械と機械可動部(プッシャー)の間に身体を挟まれ、死亡した。</p>	10901	169	7	10 ～ 29
2	16 ～ 17	<p>事業場第3工場内において、被災者は床上操作式クレーン(つり上げ荷重20.3t)を操作して鋼材を運搬する作業中、付近にあった試験運転中の産業用大型送風機(乾燥排気ファン、縦約0.8m×横約2.5m×高さ約2.3m)の吸入口(直径約1.1m)に</p>	11409	169	7	100 ～ 299

		入り、ファンの羽根に巻き込まれたもの。				
1	8 ～ 9	被災者は、砂利製造工場内にて、汚泥をこして水分を抽出するためのフィルタープレス機を操作していたところ、フィルタープレス機の円型金属板2枚の間に胴体を挟まれた。	10901	169	7	10 ～ 29
1	14 ～ 15	当該労働災害は中間処理施内の破砕処理施設に設置される機械（建設現場での産業廃棄物用の粉碎機）で発生したもの。被災労働者がドラグ・ショベルで産業廃棄物を投棄し、別労働者が機械の操作を行っていたところ、異物が処理されず機械が停止する不具合が生じた。被災労働者が粉碎機内の異物を取り除こうと機械に入ったところ、機械が動き始め、巻き込まれた。	150102	169	7	10 ～ 29
1	8 ～ 9	工場内において、梱包機を作動させ繊維屑をほぐして作成した綿材料の梱包作業を行っていた際、頭部を梱包機のプレス部に挟まれ、頭蓋骨を骨折し、死亡したもの。	10209	169	7	1～ 9
1	18 ～ 19	真空成型機の運転中、上シリンダーとフレームチェーンカバーとの間に頭部が挟まれ死亡した。真空成型機には扉はあったが、製品等の状態を確認するために開放されている状況であった。	10805	169	7	1～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_07.html